

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番（0154）を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

## その他

### 釧路市民貢献賞の候補者を推薦してください

#### 【産業部門】

- 産業活動を通じて業界の振興に尽力し、その功績が顕著な方
- 経営の合理化を図り、その業績を上げ、他の模範となる方
- 新製品の研究開発、技術の向上に努め、その業績を上げた方
- 職務に関し、有益な研究または発明発見をされた方
- 業務に精励し、創意工夫により生産能率の向上に顕著な業績を上げた方
- 職場内において勤労尊重の気風を培い、他の模範となる方
- 上記以外で産業の発展に貢献された方

#### 【社会部門】

- 市が推進する事業や各種市民運動を通じて、地方自治の振興に貢献された方
  - 学校・社会・私学教育の振興に貢献された方
  - 地域まちづくり運動などを通じて、市民の模範として住民活動に貢献された方
  - 社会福祉の向上増進に貢献された方
  - 保健医療または自然環境保全・環境衛生思想の普及と増進に貢献された方
  - 上記以外で市民生活の向上に貢献された方
- 6月1日(火)～30日(木)に所定の申請用紙等(各担当課に要確認)を直接または郵送(〒085-8505黒金町7-5)で、産業部門は市役所4階産業推進室(☎31-4550)、社会部門は市役所2階市民生活課(☎31-4590)へ

### 消防本部からのお知らせ

- 21(令和3)年度第3回危険物取扱者試験・第2回消防設備士試験  
■ 7月18日(日)／試験の種類=[危険物取扱者]甲種、乙種(1～6類)、丙種、[消防設備士]甲種特類、甲種(1～5類)、乙種(1～7類)／申請書(消防本部、各支署に設置)を受講希望日の10日前(必着)までに北海道危険物安全協会連合会(〒060-0004札幌市中央区北4条西6-1毎日札幌会館9階☎011-205-5088)へ

#### ●21(令和3)年度

- 第1回危険物取扱者保安講習会  
■ 7月13日(火)・14日(水)[一般]午前9時30分～午後0時30分、[給油取扱所]午後1時30分～4時30分／申請書(消防本部、各支署に設置)を受講希望日の10日前(必着)までに北海道危険物安全協会連合会(〒060-0004札幌市中央区北4条西6-1毎日札幌会館9階☎011-205-5088)へ

- 【共通】■消防本部予防課予防広報担当(☎23-0426)

### 文化賞の候補者を推薦してください

市の文化の発展に著しく貢献したと認められる個人または団体を顕彰します。

■芸術(音楽、文学、美術、芸能)、科学(自然科学、人文科学)の各分野で功績のあった市内在住もしくは在住していた個人または市内に事務所を有している団体等／推薦方法=6月1日(火)～30日(木)(当日消印有効)に所定の申請用紙(市ホームページからダウンロード可)と候補者の活動がわかる詳しい資料を直接または郵送でMOO4階市教委生涯学習課(〒085-0016錦町2-4☎31-4579)へ

### 市営住宅入居受付

■ 6月3日(木)～9日(水)午前9時30分～午後4時30分(6日(日)を除く)。5日(土)は防災庁舎のみ受け付け)／■防災庁舎1階、各行政センター、阿寒湖温泉支所／■収入を証明するもの、障がい者手帳のコピー、住宅明け渡し請求関係書類、印鑑(シャチハタ不可)を持参の上、会場で申込用紙に必要事項を記入

※郵送での申し込みは要問い合わせ  
※次の団地は募集を中断しています。  
募集中断団地=白樺台C団地、堀川団地、武佐団地R10・R12棟、美原団地M1～M5棟、阿寒町まりも団地、音別町堤団地、音別町光洋団地  
※美原団地(M1～M5棟を除く)は、2人以上の世帯に限り4・5階を別に受け付けを行いますので、申込時にご確認ください。

※旭団地コーディアルタウン旭橋は、借上公営住宅のため入居期限が29(令和11)年3月31日までとなっています。  
※子育て世帯(同居者に小学校就学前の子供がいる世帯)向け住宅は、次の①～⑤の住宅を受け付けします。  
①興津団地こうよう3-3104号室(2LDK、1階) ②緑ヶ岡団地くるみー0127号室(3LDK、2階) ③旭団地コーディアルタウン旭橋-1015号室(3LDK、1階) ④芦野団地きんれんかー0612号室(3LDK、1階) ⑤昭和団地SW4-0423号室(3LDK、2階)  
※新婚世帯向け住宅(入居者および同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であり、かつ婚姻の届出日から2年以内の世帯)は、次の①②の住宅を受け付けします。

①興津団地こうよう2-0211号室(2LDK、1階) ②春日団地ぱくらー0434号室(3LDK、3階)

※車椅子使用世帯向け住宅は、空き家の有無を問わず、常時募集しています。  
■市住宅公社(☎31-4563)、阿寒建設課(☎64-6191)、音別建設課(☎01547-62231)

## 税・保険・年金

### 6月30日(水)は以下の市税等の納期限です

- ・市道民税(第1期)
- ・国民健康保険料(第1期)
- ・後期高齢者医療保険料(第1期)
- ・介護保険料(第1期)

※いずれも普通徴収分

### 6月分保育園保育料

#### ●市税等 休日の納付相談窓口

■ 6月26日(土)午前9時～午後5時

◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。  
■ 納付には便利な口座振替を ■ ■

### 所得税の確定申告期限延長に伴う個人住民税の影響についてのお知らせ

所得税の確定申告書の提出期限が1ヵ月延長されたことにより、申告書を提出された時期によっては、6月中旬にお送りする「21(令和3)年度市民税・道民税納税(税額決定)通知書」に申告内容が反映されない場合があります。その場合は、翌月以降に申告内容を反映し、税額を更正した「税額決定通知書」を発送します。市民の皆さんには、ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いします。  
■ 市民税課市民税担当(☎31-4514)

### 市道民税(個人住民税)の減免制度について

下記のように災害や生活困窮などの特別な事情により個人住民税の納付が困難と思われる方について、本人の申請により減免の対象となる場合があります。減免の可否は、世帯全体の所得状況や資産保有状況等を総合的に判断した上で決定します。

■ ①生活保護法による扶助を受けることとなった方、およびそれに準ずる生活困窮の状況にあると認められる方  
②災害により甚大な被害を受けた方  
③失業、廃業、疾病等により著しい生活困窮の状況にあると認められる方  
※減免は申請時に納期が未到来の税額分が対象であり、既に納期が到来している税額分については減免の対象外。  
21(令和3)年度の税額決定通知書は6月中旬発送予定  
■ 市民税課市民税担当(☎31-4514)

### 農業者年金受給者の方へ

6月30日(木)までに現況届を提出してください。

提出場所=市役所4階農業委員会事務局、農林課阿寒農林振興担当(阿寒町行政センター内)、農林課音別農林振興担当(音別町行政センター内)／■農業委員会事務局(☎31-4596)

### 国民健康保険課からのお知らせ

#### ●国民健康保険証の更新に伴う郵送のお知らせ

7月中旬に新しい保険証を郵送します。簡易書留での郵送を希望される方は、はがきに住所、氏名、簡易書留希望と記載し、6月30日(木)(必着)までに郵送してください。※配達日の指定はできません。

■ 郵送先・■國民健康保険課保険担当(〒085-8505黒金町7-5☎31-4528)

#### ●健康保険の加入・脱退手続きをお忘れなく

国民皆保険の制度により、協会けんぽ等の健康保険に加入している方以外は、国民健康保険の加入が義務付けられています。転入や退職等で保険証をお持ちでない方や、任意継続の加入期間が終了する方は、忘れずに加入手続きをしてください。なお、保険料は国保の資格が発生したときまで(最高2年間)さかのぼって計算されます。また、国保に加入中の方が市外へ転出する場合や、協会けんぽ等の健康保険の適用になった場合などは脱退の手続きが必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。  
■國民健康保険課保険担当(☎31-4528)

## 環境



### 環境事業課からのお知らせ

#### ●生ごみ減量講習会(要予約)

「食品ロス」の削減や、コンポスト化容器、段ボール箱を利用して生ごみを堆肥にする方法について学べる講習会です。家庭の生ごみを堆肥にすることは、大きな「ごみの減量」につながります。参加者には生ごみを堆肥にするための「堆肥化基材」を配布します。

■ ①6月26日(土)午前10時コアかがやき ②29日(火)午後2時コア太空  
③7月1日(木)午前10時まなばっと幣舞※各1時間程度／■各25人

#### ●集団資源回収に取り組みませんか

家庭から出る新聞紙等のリサイクルを進めるために、対象となる資源物を協力して集める団体へ奨励金を交付しています。リサイクル意識を高めながら団体活動の活性化につながる集団資源回収をぜひご活用ください。

対象団体=町内会などの非営利の市民団体(自治会、子ども会、老人クラブ、PTA等)※要事前登録／対象品目=新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック／奨励金=回収した量に応じて、1kgごとに2円

#### ●ごみの野外焼却は禁止されています

ごみの野外焼却は、一部例外を除き法律で禁止されています。煙、すす、悪臭により近隣への迷惑になるだけでなく、有害物質の発生や野火の原因にもなります。お互いが快い環境で過ごすためにも絶対にやめてください。